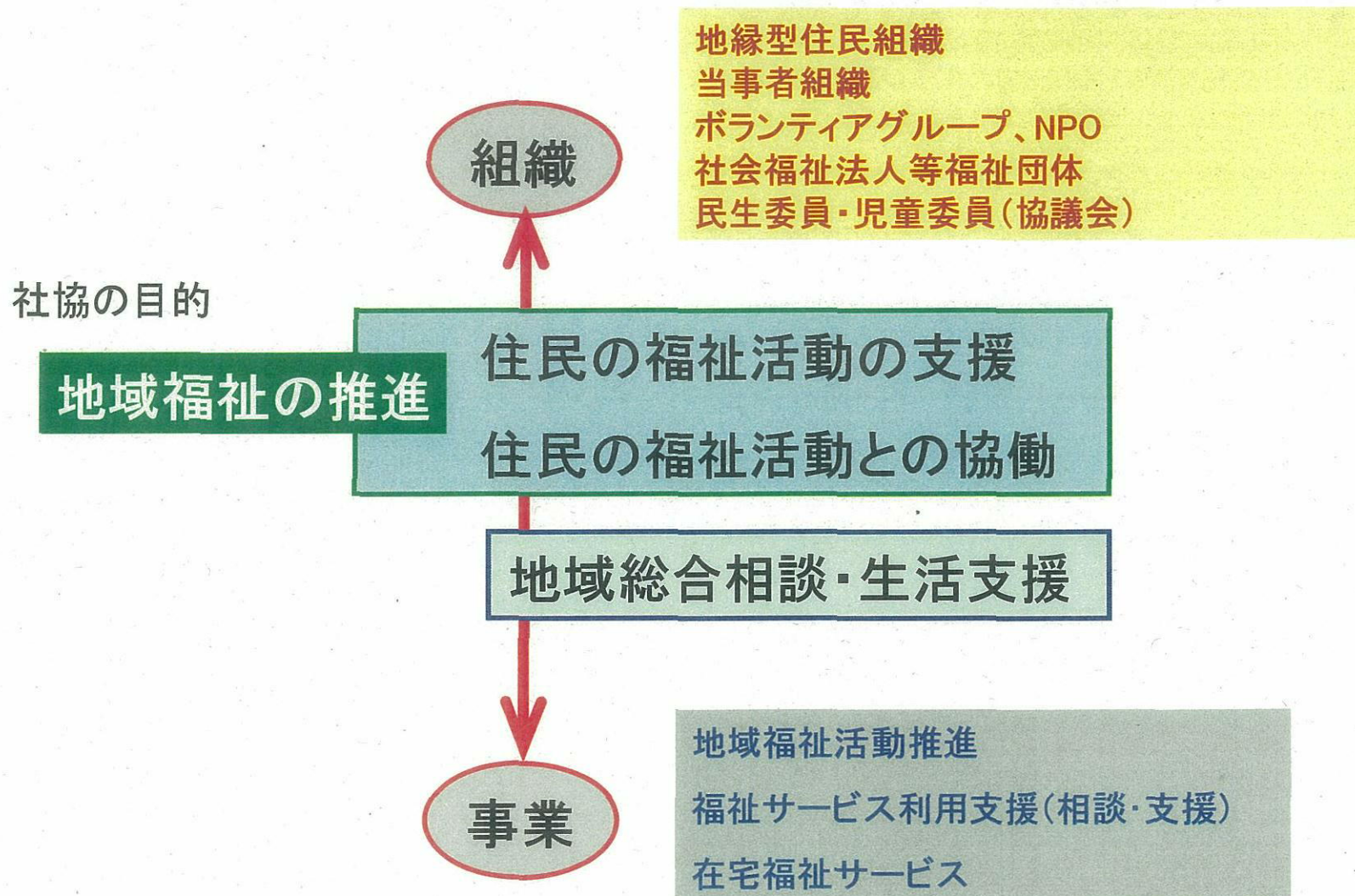


社会福祉協議会の組織と活動

全国社会福祉協議会地域福祉部長 渋谷 篤男

市区町村社会福祉協議会の事業・組織・財政



市区町村社協の事業

地域福祉活動推進部門

住民の主体的な活動の支援

参加による地域福祉の推進。福祉のまちづくり
推進、ボランティア活動・市民活動推進

当事者組織支援

地縁型組織との連携
による小地域福祉活
動の推進

ボランティア・市民
活動の推進

ポ
イ
ン
ト

福祉サービス利用支援部門

地域の福祉サービス利用者支援(日常生活自立
支援事業(地域福祉権利擁護事業)、生活福祉
資金貸付制度、心配ごと相談、総合相談...)

制度外の対応

小地域福祉活動との
連携による支援

在宅福祉サービス部門

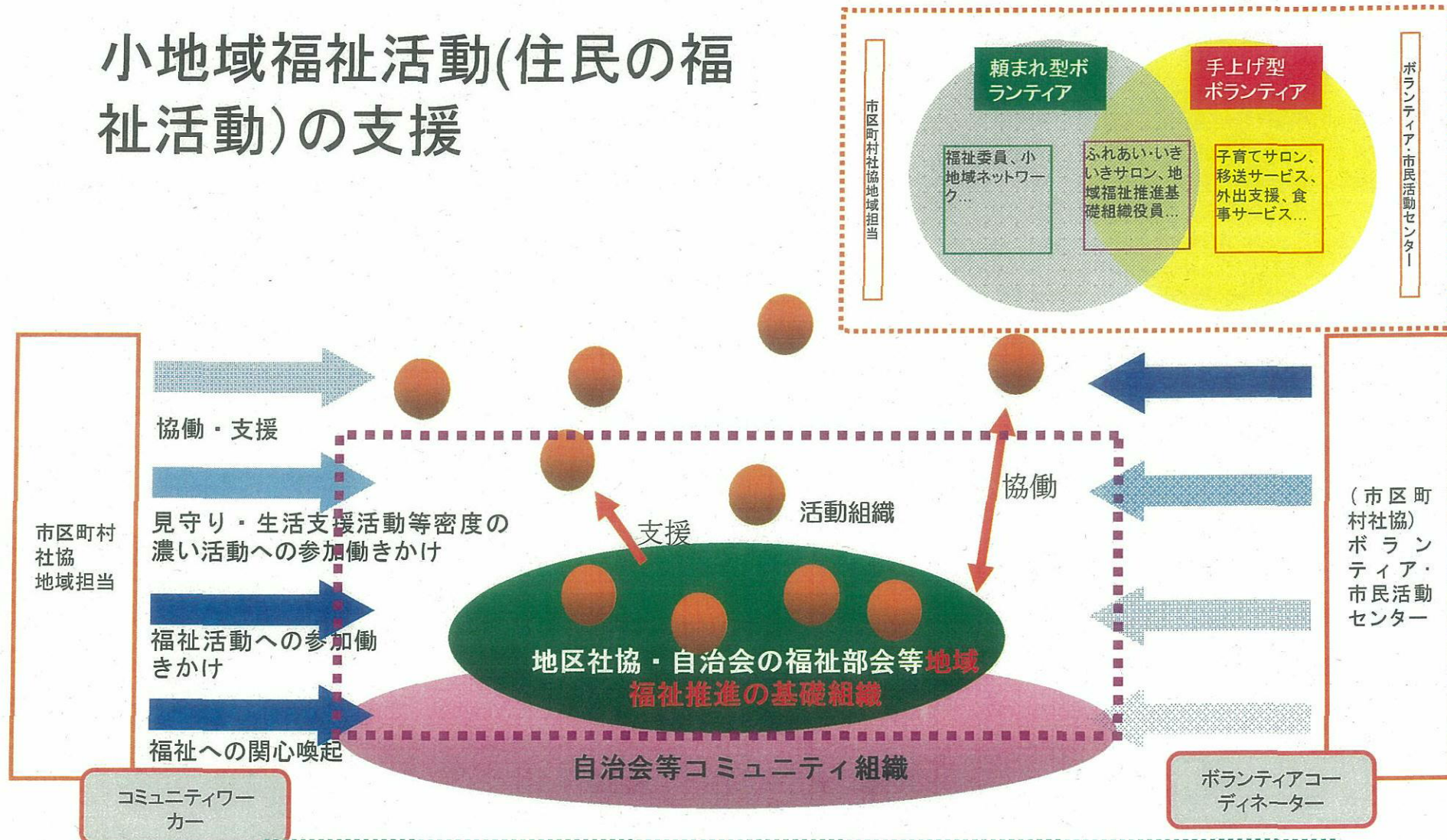
介護保険サービス、障害者自立支援法サービ
ス、その他の公的在宅福祉サービス

社協らしい展開
⇒地域福祉志向、
地域社会志向

法人運営部門

事業全体の管理、総合的・計画的な事業執
行を行うための組織管理

小地域福祉活動(住民の福祉活動)の支援



基礎組織は、中学校区より広くは、地域社会のまとまりという面で大きすぎ、自治会単位では、福祉課題に取り組むのに小さすぎる、という指摘がされている。

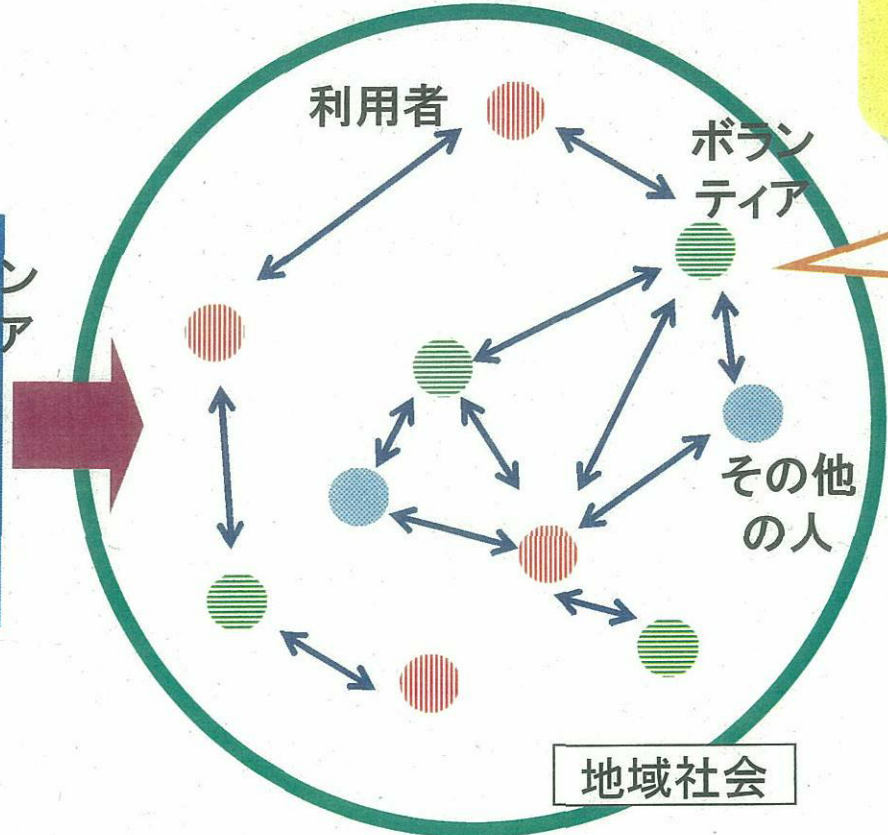
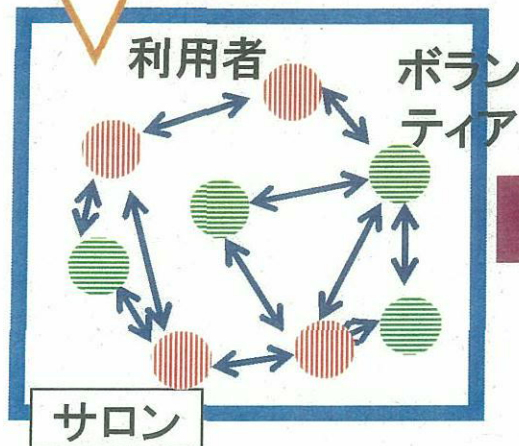
- 地域福祉推進基礎組織の主なタイプ ※次のものを総称して「地域福祉推進基礎組織」と呼ぶ
- 1.自治会代表や関係組織代表が集まり、地区社会福祉協議会を組織する場合
 - * 社会福祉活動を目的とした組織
 - * 自治会に福祉部がある場合とない場合がある(ある場合は福祉部の代表が地区社協に参加)
 - 2.コミュニティ協議会、ないしは自治会連合会内に福祉部会を組織する場合

	市区のみ
31.5%	60.4%
4.7%	7.8%
計 36.1%	68.2%

「ふれあい・いきいきサロン」とは

1615社協(71.8%)で取り組み
39,496カ所
高齢者 32,522カ所
子育て家庭 3,337カ所
精神障害 119カ所
(平成17年4月)

人間関係の
回復・維持



サロンの人
間関係を自
宅に戻っても

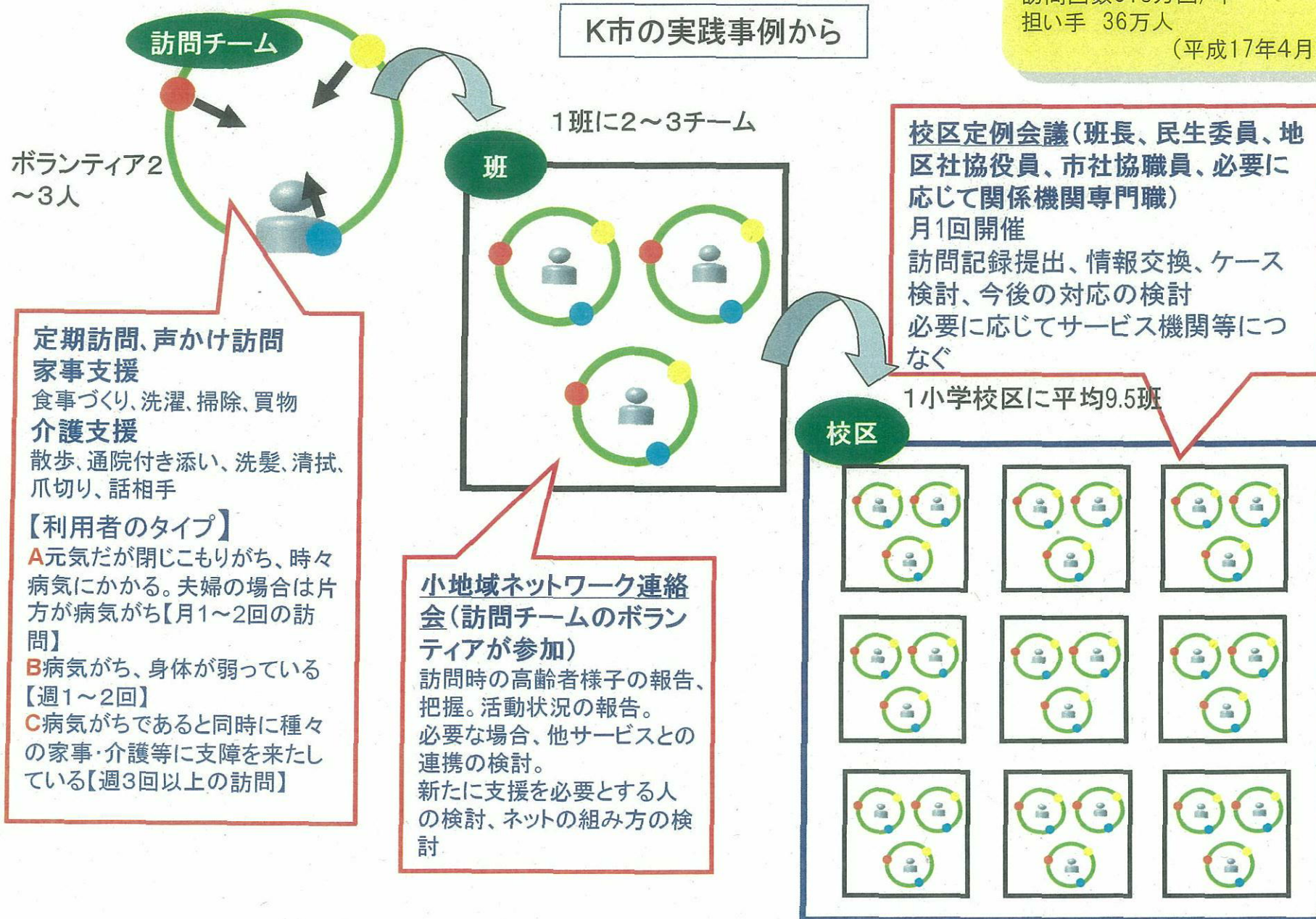
- 機能
- 人間関係づくり→地域でも(知り合いの知り合い)
 - 見守り→地域でも(来ない場合は訪問)
 - 相談、連絡調整機能
 - 来ない人への注目(見守り)

- ・「地域を拠点に、住民である当事者とボランティアとが協働で企画をし、内容を決め、共に運営していく楽しい仲間づくりの活動」
- ・高齢者、障害者、子育て中の親 ⇒「ふれあい子育てサロン」という名称も
- ・活動は自由に考える。ノンプログラム形式も。
- ・開催場所は、自宅、公民館等公共施設、空き教室等々。

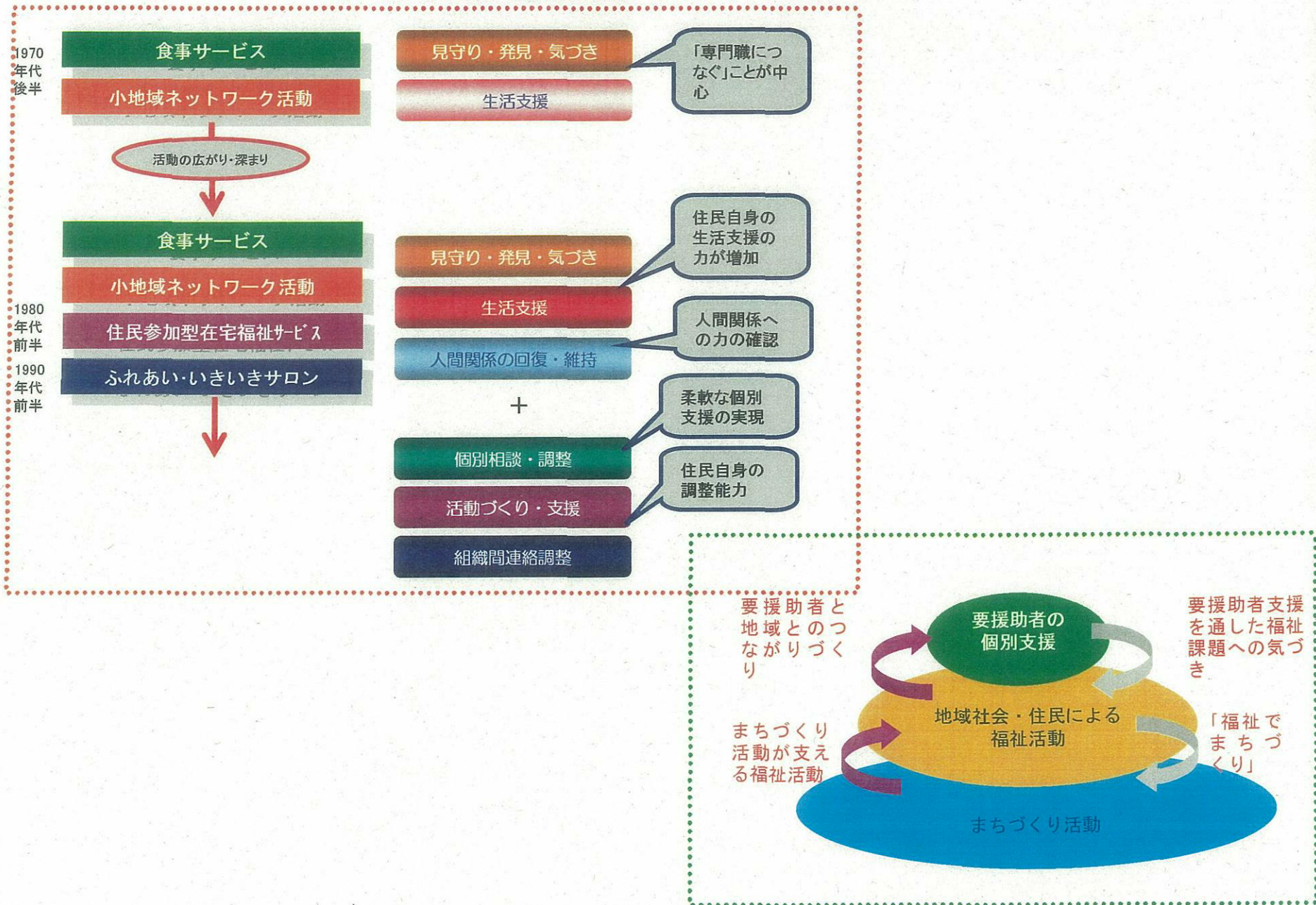
小地域ネットワーク活動とは

K市の実践事例から

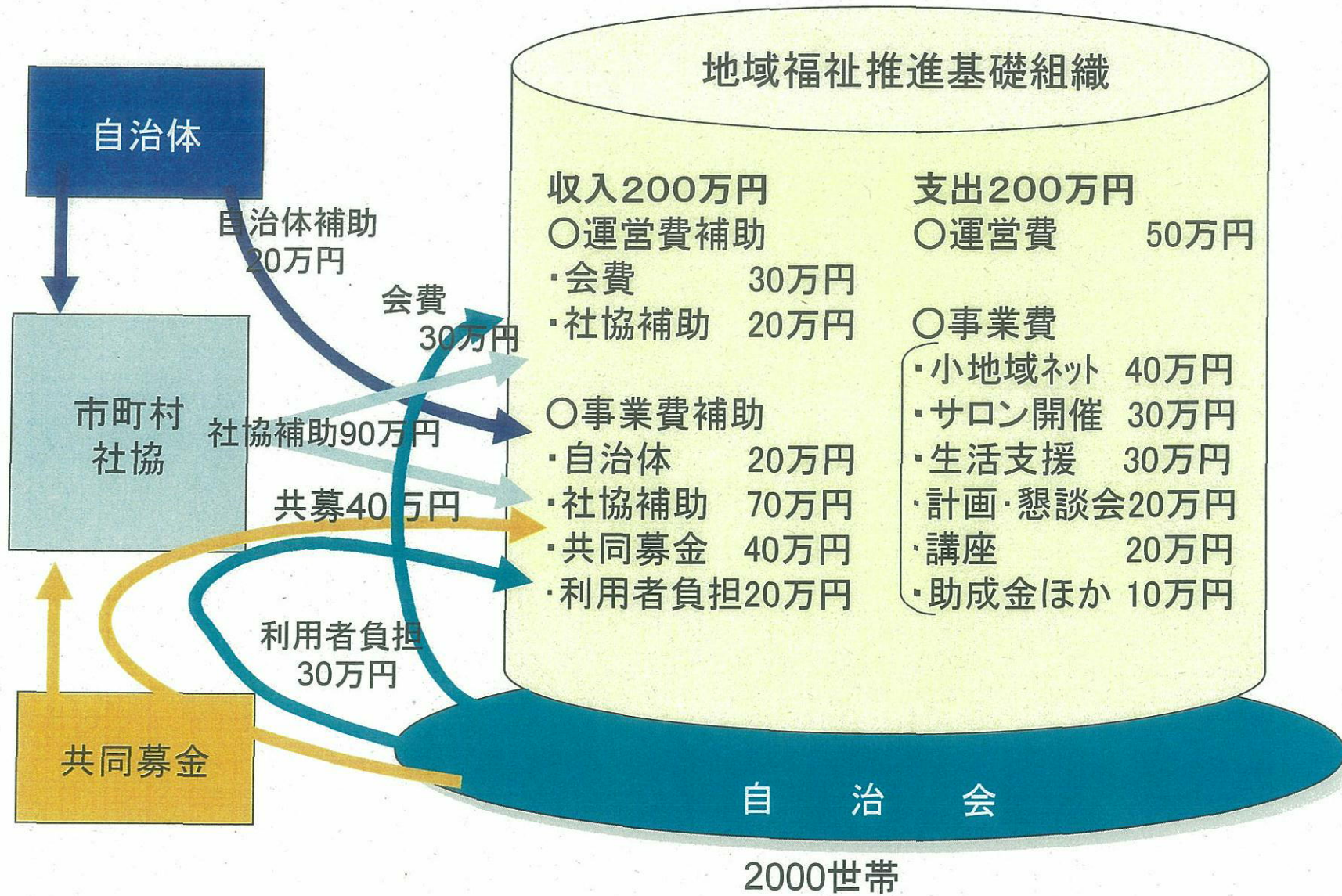
1043社協(46.4%)で取り組み
活動対象 880,529人
訪問回数618万回/年
担い手 36万人
(平成17年4月)



小地域福祉活動のステップアップ



地域福祉推進基礎組織の収支イメージ



地域福祉推進基礎組織の活動事例

(A校区福祉委員会)

ふれあいサロン

サロン(月1回)

麻雀教室(月2回)

カラオケ教室(月1回)

子育てサロン(月1回)

会食サービス(月1回)

配食サービス(月2回)

ミニデイサービス(月2回)

世代間交流会(年3回)

150名の登録ボランティア

見守り・声かけ活動

個別支援(送迎、調理介助、友愛電話、買物、相談、家の片づけ、書類作成)(随時)

車いす貸出

ひとり暮らし老人の会

広報誌発行(年3回)

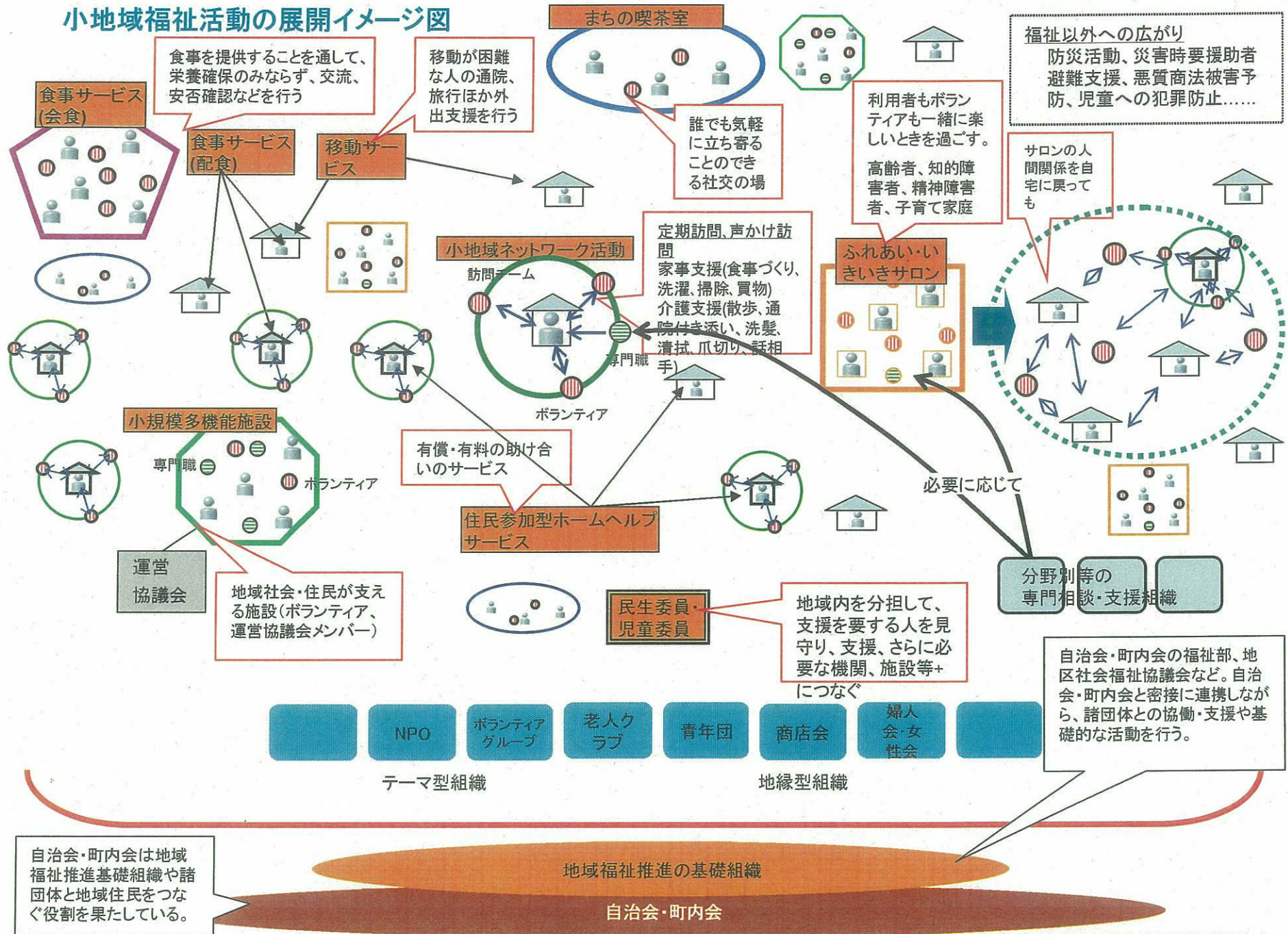
何でも相談窓口(月4回)

地域には、ほかの活動もあり(連携)

男の料理教室

介護教室

小地域福祉活動の展開イメージ図



日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)

◆事業概要

認知症高齢者、精神障害者、知的障害者等判断能力が不十分なものに対して、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理等を行うことにより、地域で自立した生活を支援する事業

◆実施主体

都道府県・指定都市社協

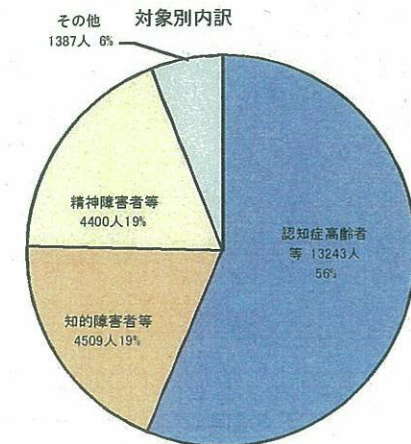
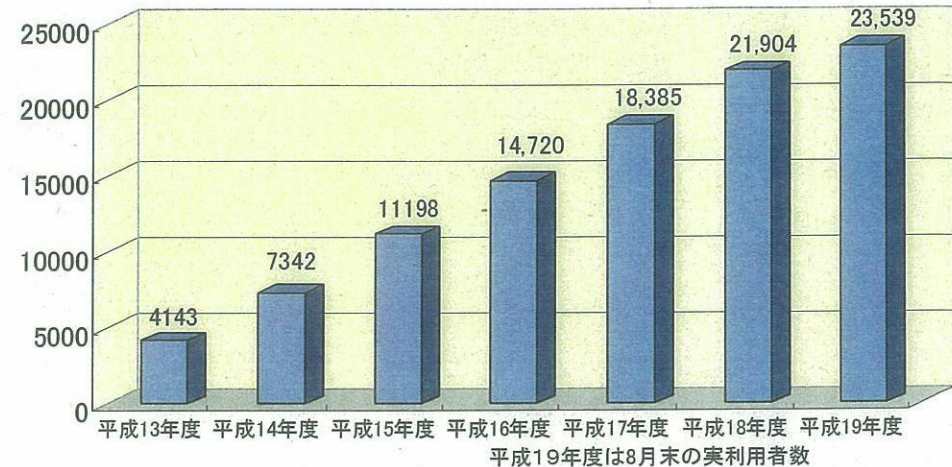
◆実施体制(H19年8月末現在)

- ・基幹的社協(窓口となる社協等) 621カ所
- ・専門員(専門の相談員) 969人
- ・生活支援員(日常の支援者) 11,186人

◆利用者の特徴

- ・家族、親族や友人など、インフォーマルなサポートが希薄、関係が悪い
- ・福祉サービスの利用につながりにくい(サービスの必要性を感じていない、サービスの利用に抵抗感が強い)
- ・生活全般にわたる課題を持っている
- ・家族全体が複合した課題をもっている
- ・低所得者が多い(生活保護は受給は3割)

実利用者(契約者)数の推移



日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)を通して分かってきたこと

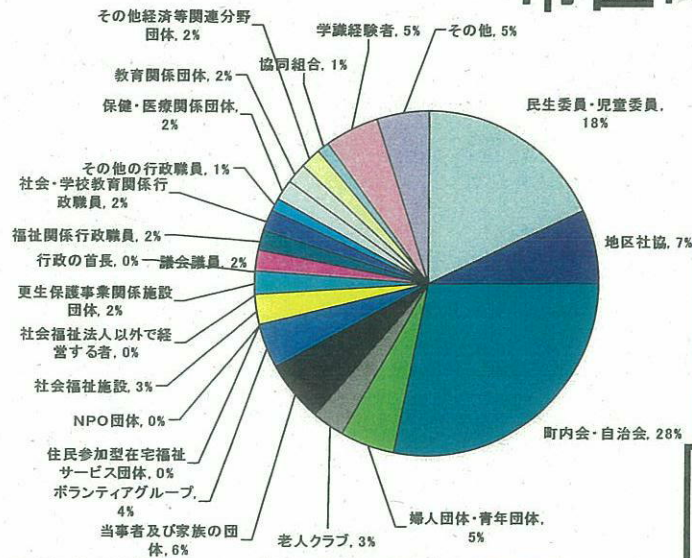
「判断能力の不十分な人」

「生活経営が困難な人」
 「地域社会から孤立している人」
 「地域生活のルールを守りきれない人」

日常生活自立支援事業の周辺で発生している課題
 (日常生活自立支援事業で一部対応)

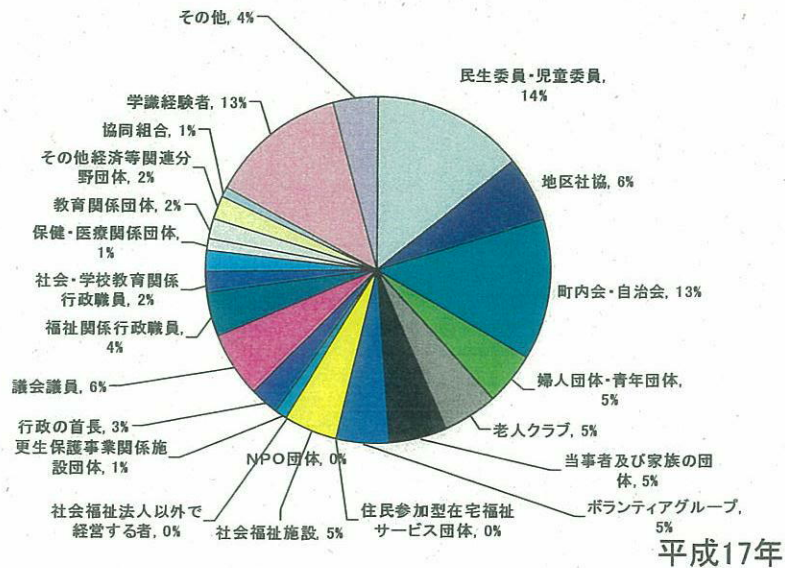
- ・法人後見
- ・成年後見人等の養成・確保
- ・賃貸住宅保証人、就職保証人等広義の後見人の養成
- ・虐待事例への対応
- ・施設入所者の金銭管理・知的障害者・精神障害者の地域移行の支援
- ・判断能力があるが生活経営が困難な人への支援

市区町村社協の組織

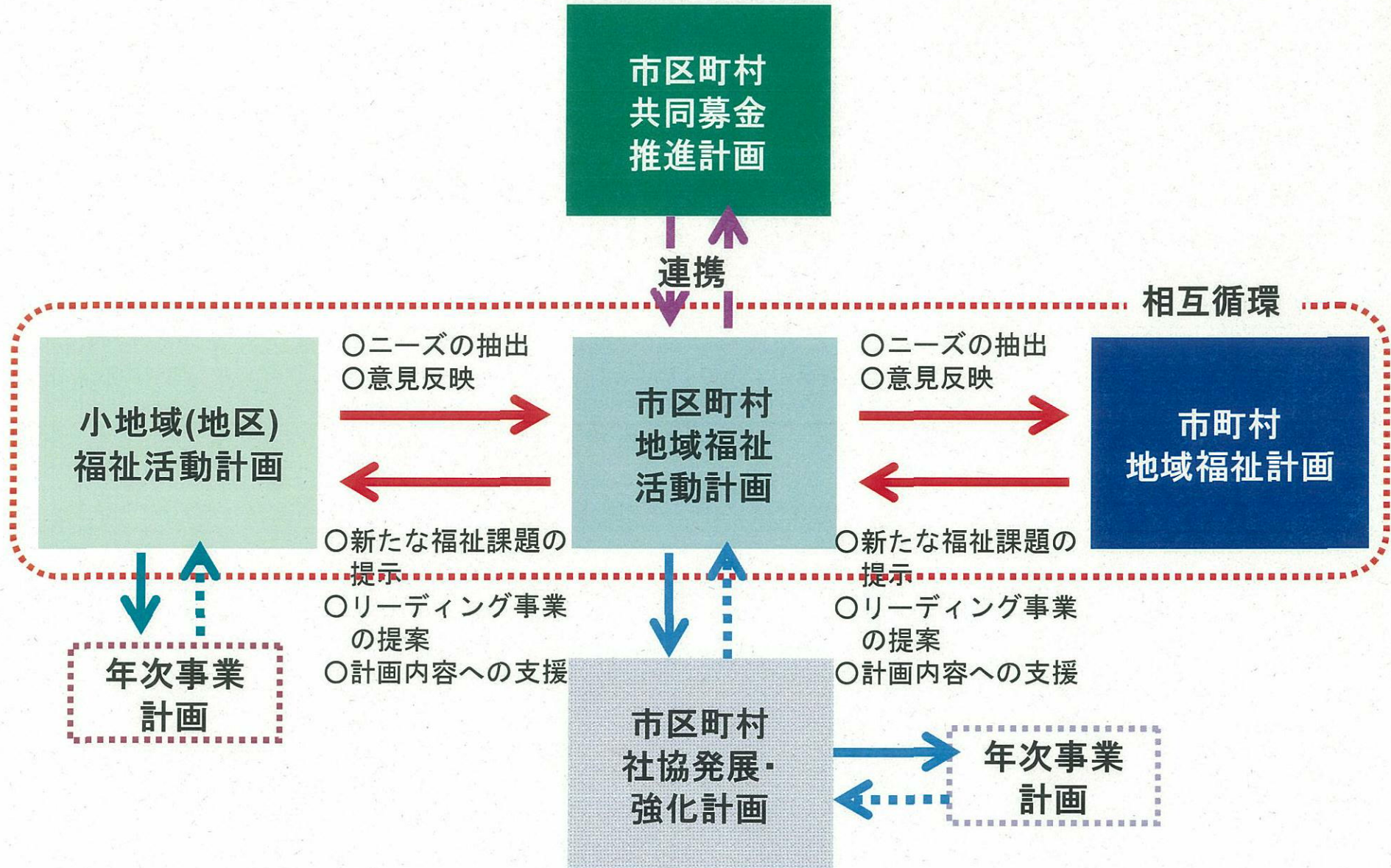


- 地域福祉推進の基礎組織
- ない場合 → 自治会・町内会(連合会)
- 婦人団体、青年団体、老人クラブ
- 当事者および家族の団体
- ボランティアグループ、NPO
- 民生委員・児童委員(協議会)
- 社会福祉施設
- 更生保護事業関係施設団体
- 保健・医療団体

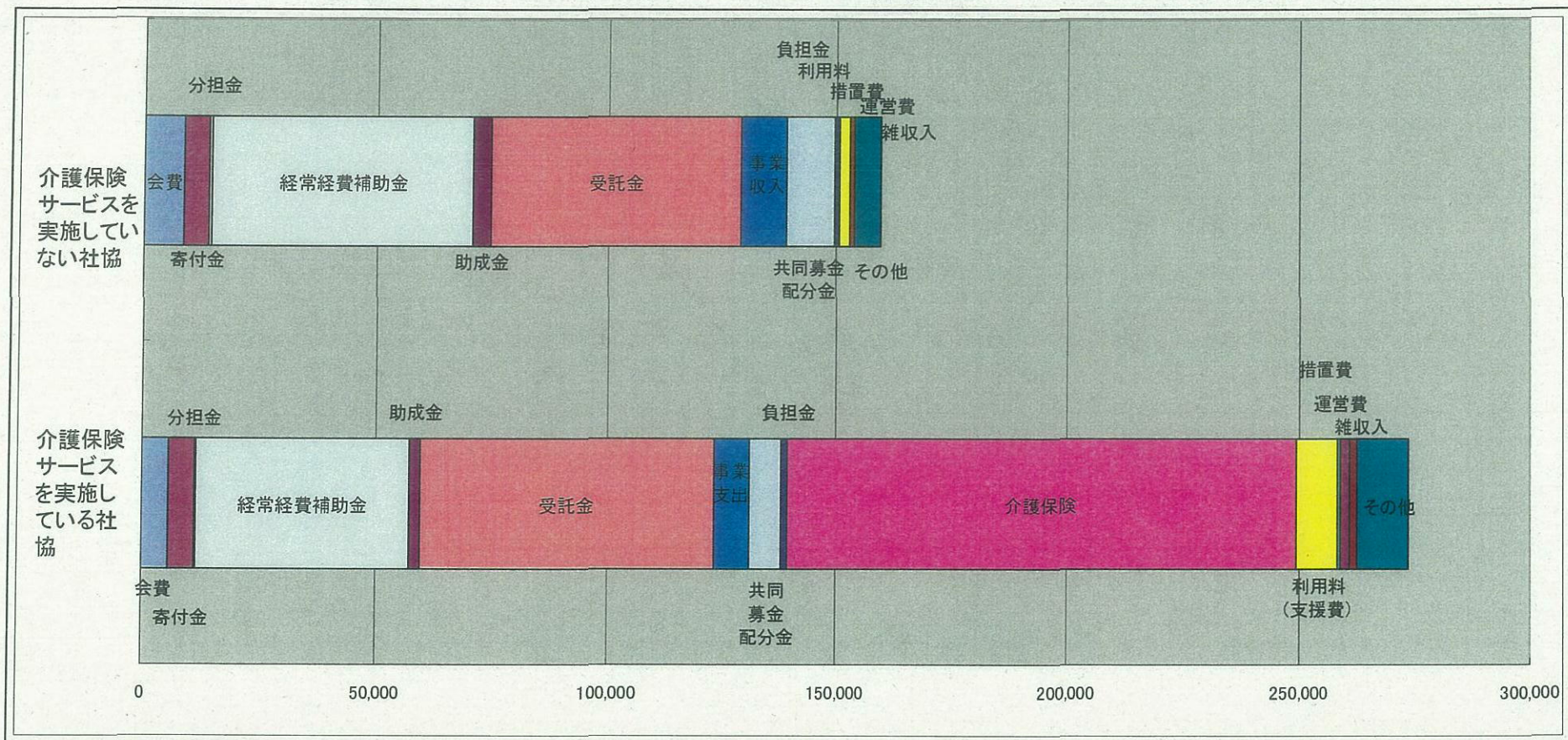
住民会員
間接参加



地域福祉のマネジメント



市区町村社協の収入構造(平成18年度)



	会費	寄付金	分担金	経常経費補助金	助成金	受託金	事業収入	共同募金配分金	負担金	介護保険	利用料(支援費)	措置費	運営費	雑収入	その他	事業活動収入計
未実施	8,672	5,163	598	56,625	3,800	54,098	9,910	10,535	1,203	0	2,147	5	117	948	5,544	159,361
	5.4%	3.2%	0.4%	35.5%	2.4%	33.9%	6.2%	6.6%	0.8%	0.0%	1.3%	0.0%	0.1%	0.6%	3.5%	100.0%
実施	5,649	5,609	314	45,675	2,443	63,749	7,573	6,750	1,357	110,176	9,073	542	1,920	1,817	11,075	273,530
	2.1%	2.1%	0.1%	16.7%	0.9%	23.3%	2.8%	2.5%	0.5%	40.3%	3.3%	0.2%	0.7%	0.7%	4.0%	100.0%

社協ネットワークを生かした活動

